

令和 6 年 9 月 19 日

富山県知事 新田 八朗 殿

富山県環境審議会

会 長 齋 藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和 6 年 7 月 23 日 付け 自第 375 号 で 諮問 の あつた こ の こ と に つ い て は、 審 議 の 結 果、
下 記 の と お り 結 論 を 得 た の で、 答 申 し ま す。

記

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区及びねいの里鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、適当と認める。



令和6年7月31日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 殿

富山県環境審議会
野生生物専門部会
部会長 高橋満彦



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和6年7月23日付けで当専門部会に付議されたこのことについて審議した結果、下記の結論を得たので報告します。

記

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区及びねいの里鳥獣保護区特別保護地区を指定することは、適当と認める。

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針

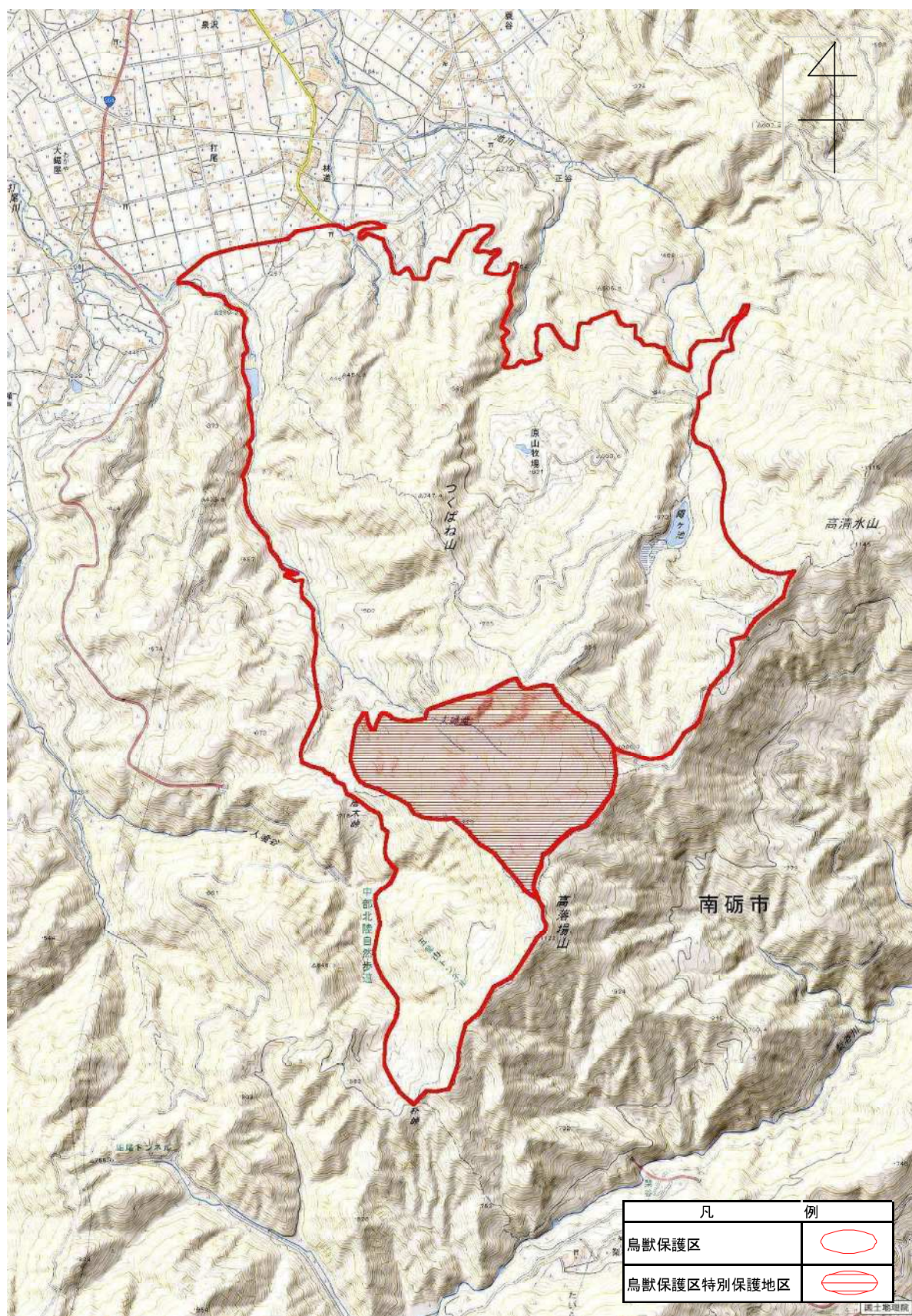
- (1) 名 称：縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域：縄ヶ池鳥獣保護区のうち、南砺市林道地内の林道高清水線の打尾川に掛かる橋の右岸橋詰めを起点とし、同地から東北東方向の同林道のヘアピンカーブを結ぶ線上を東北東進し尾根部に至り、同地から尾根沿いに進み、1080.6mの三角点に至り、同地から旧城端町（平成 16 年 10 月 31 日における城端町をいう。）と旧平村（平成 16 年 10 月 31 日における平村をいう。）との境界を南西進し高落場山頂上に至り、同地から尾根沿いに北西進し、林道高清水線に至り、同地から同林道に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。
(別紙図面表示のとおり)
- (3) 存続期間：令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ① 指定区分：森林鳥獣生息地の特別保護地区
 - ② 指定目的：当該地域は、砺波平野の南端に位置し、標高 600m の山麓から高落場山や高清水山などの森林からなる区域である。区域内には夫婦滝などの谷川があり、また、ブナやミズナラ等の原生林となっており、鳥獣に好適な生息環境をなしている。このため、当該区域を、特別保護地区に指定し、行為の制限等を行うことにより森林性の野生鳥獣の生息地の保全を図るものである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する
『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

指定後	指定前	備考
(1) 名称 (略) (2) 区域 縄ヶ池鳥獣保護区のうち、南砺市林道地内の林道高清水線の打尾川に掛かる橋の右岸橋詰めを起点とし、同地から東北東方向の同林道のヘアピンカーブを結ぶ線上を東北東進し尾根部に至り、同地から尾根沿いに進み、<u>1080.6m</u>の三角点に至り、同地から<u>旧城端町（平成 16 年 10 月 31 日における城端町をいう。）</u>と<u>旧平村（平成 16 年 10 月 31 日における平村をいう。）</u>との境界を南西進し高落場山頂上に至り、同地から<u>尾根沿い</u>に北西進し、林道高清水線に至り、同地から同林道に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。 (別紙図面表示のとおり) (3) 存続期間：<u>令和 6</u> 年 11 月 1 日から<u>令和 16</u> 年 10 月 31 日まで (4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)	(1) 名称 (略) (2) 区域 縄ヶ池鳥獣保護区のうち、南砺市林道地内の林道高清水線の打尾川に掛かる橋の右岸橋詰めを起点とし、同地から東北東方向の同林道のヘアピンカーブを結ぶ線上を東北東進し尾根部に至り、同地から尾根沿いに進み、<u>1080.7m</u>の三角点に至り、同地から<u>城端地域と平地域の地域境</u>を南西進し高落場山頂上に至り、同地から、<u>地域森林計画区中 29 林班と 38 林班の境界</u>を北西進し、林道高清水線に至り、同地から同林道に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域。 (別紙図面表示のとおり) (3) 存続期間：<u>平成 26</u> 年 11 月 1 日から<u>令和 6</u> 年 10 月 31 日まで (4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)	標高の修正 市町村合併により、記載方法を修正 境界線を容易に確認できる区域線に修正（区域の変更はなし） 存続期間の再指定

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区指定計画図

縮尺 = 1 : 25,000 (面積 100ha)



縮尺 = 1 : 25,000 (面積 100ha)



鳥類等生息状況調査結果（縄ヶ池鳥獣保護区）

1 名 称 縄ヶ池鳥獣保護区

2 指定区分 森林鳥獣生息地

3 指定目的

この区域は、砺波平野の南端に位置し、区域内には縄ヶ池や夫婦滝などいくつかの谷川があり、鳥獣の好適な生息環境をなしており、ツキノワグマ等の多種の森林鳥獣が生息している。

このため、生息する鳥獣の保護を図るものである。

4 調査結果

（1）鳥類（令和2年度春季）では

ノジコ及びサンコウチョウといった希少種（レッドデータブックとやま 2012、ノジコは環境省レッドリスト 2020 において準絶滅危惧指定）や、ホトトギス、クロツグミなどの夏鳥を含め、24 種類の鳥類が確認された。

（2）鳥類（令和2年度秋季）では

クマタカといった絶滅危惧種（レッドデータブックとやま 2012、環境省レッドリスト 2020 において絶滅危惧ⅠB類指定）やカケスのような冬鳥を含め、25 種の鳥類が確認された。

（3）哺乳類（令和2年度）では

ニホンノウサギやテン、タヌキ、ニホンカモシカ、イノシシ、コウモリ的一种、ニホンジカ、キツネ、ツキノワグマの9種類が確認された。

以上のことから、自然環境は良好な状態で保存され、多種多様な鳥獣の生息に適した環境を有している地域である。

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区指定に係る指針

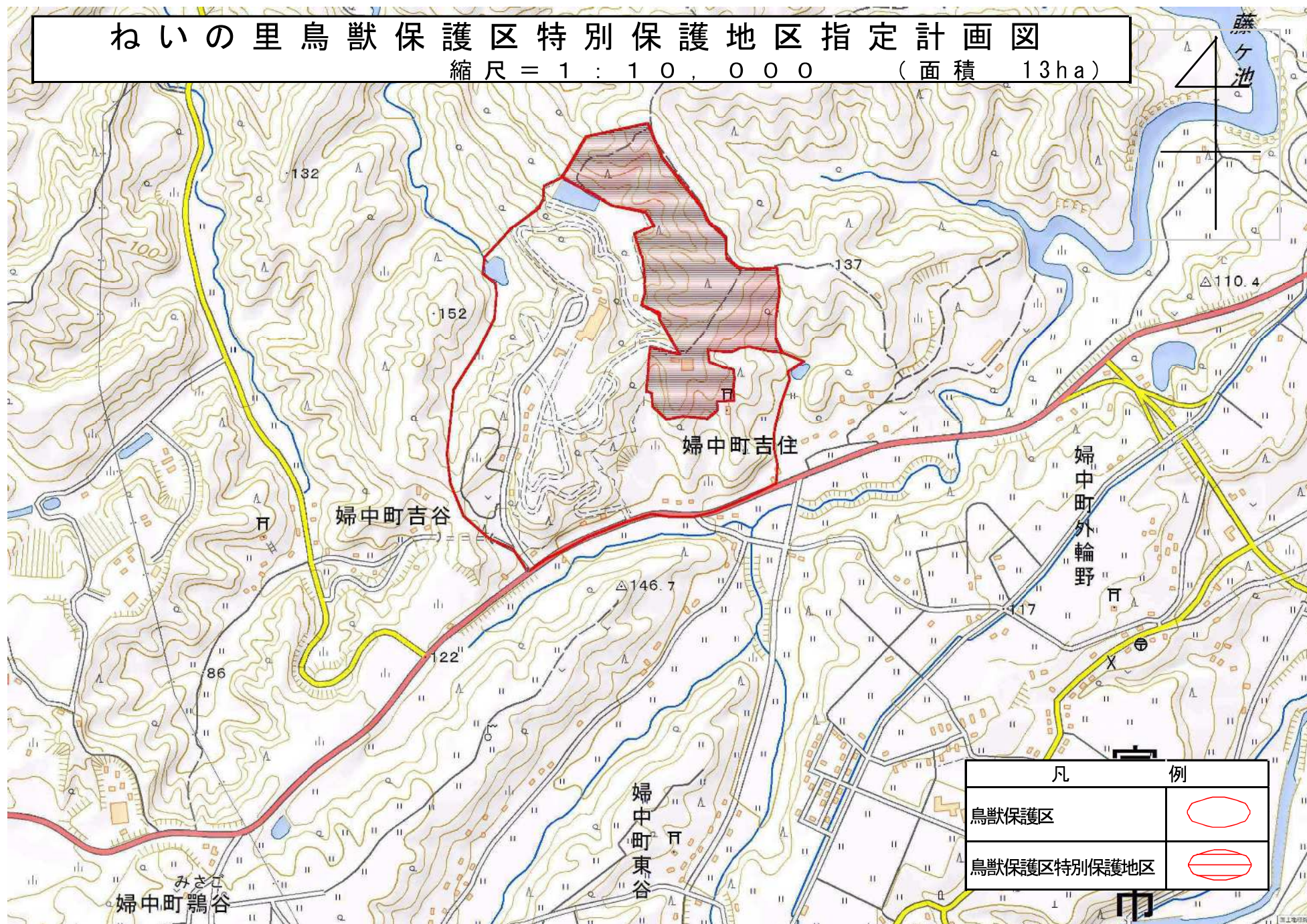
- (1) 名 称：ねいの里鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区 域：ねいの里鳥獣保護区の区域のうち、富山県置県百年記念県民公園条例に定める県民公園自然博物館の区域
(別紙図面表示のとおり)
- (3) 存続期間：令和6年11月1日から令和16年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
 - ①指定区分：身近な鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的：この区域は、県民に自然に関する学習の場を提供することを目的に設置された県民公園自然博物館の区域であり、コナラ、ヤマザクラ等の落葉樹及びアカマツ、ソヨゴ等の常緑樹が多く、鳥類が好む実のなる木を豊富に含む林相となっていることから、環境省が作成したレッドデータブックに掲載されているミサゴ、オオタカ及びサンショウクイその他の鳥類並びにタヌキ、キツネ等の獣類が生息しており、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護のため特に重要な区域である。このため、この区域を特別保護地区に指定し、鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場並びに環境教育及び環境学習の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。
なお、この区域の管理については、定期的な巡視の実施等により、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する
『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

指定後	指定前	備考
(1) 名称 (略) (2) 区域 (略) (3) 存続期間：令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで (4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)	(1) 名称 (略) (2) 区域 (略) (3) 存続期間：平成 26 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで (4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)	 存続期間 の再指定

ねいの里鳥獣保護区特別保護地区指定計画図

縮尺 = 1 : 10,000 (面積 13ha)



鳥類等生息状況調査結果（ねいの里鳥獣保護区）

1 名 称 ねいの里鳥獣保護区

2 指定区分 身近な鳥獣生息地

3 指定目的

この区域は、富山市婦中町の西部に位置し、富山県置県百年記念県民公園地域も含まれ、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、渡り鳥の重要な経路に当たるため、鳥獣の保護を図るものである。

4 調査結果

（1）鳥類（令和3年度春季）では

コサメビタキ及びサンショウクイといった希少種（レッドデータブックとやま 2012、サンショウクイは環境省レッドリスト 2020 において絶滅危惧 II 類指定）や、クロツグミ、キビタキなどの夏鳥を含め、33 種類の鳥類が確認された。

（2）鳥類（令和3年度秋季）では

ジョウビタキ、ベニマシコのような冬鳥を含め、23 種の鳥類が確認された。

（3）哺乳類（令和5年度）では

カモシカやテン、イノシシ、ハクビシン、ネズミ、キツネ、シカ、リス、タヌキの9種類が確認された。

以上のことから、自然環境は良好な状態で保存され、多種多様な鳥獣の生息に適した環境を有している地域である。

(参考) 鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。

鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	狩猟が認められない。	20年以内 - 期間は更新が可能
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【許可が必要な行為】 - 工作物の新築等 - 水面の埋立、干拓 - 木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める許可不要の行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所について指定するもの。	【許可が必要な行為】 - 植物の採取、動物の捕獲等 - 火入れ又はたき火 - 車馬の使用 - 動力船の使用 - 犬等を入れること - 撮影、録画等 - 野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める。

鳥獣保護区の指定状況

区 分		国 指 定		都道府県指定	
		箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
富山県	鳥獣保護区	1	65	39	43
	うち特別保護地区	1	14	9	2
	うち特別保護指定区域			1	(3ha)

※令和6年4月1日現在

鳥獣保護区等の指定に伴う規制等

行 為	非鳥獣保護区	特例休猟区	特定猟具使用 禁止区域(銃)	鳥獣保護区	特別保護地区	特別保護 指定区域	備 考
狩 猟 (通常11/15～2/15)	規制なし	イソシ・ニホンジカ のみ狩猟可	銃猟のみ規制	狩猟できない	狩猟できない	狩猟できない	
有害鳥獣捕獲	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	
立木竹の伐採	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
工作物の設置	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
土地の形質の変更	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
受忍義務	なし	なし	なし	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	
・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	・道路、広場その 他の公共の場所 において行うもの は除く。 ・農林漁業を営 むために行うも のを除く

令和 6 年 7 月 23 日

富山県環境審議会

野生生物専門部会長 高橋 満彦 殿

富山県環境審議会

会 長 齋 藤 滋



鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和 6 年 7 月 23 日付け自第 375 号で富山県知事から諮問があったこのことについて、
貴専門部会に付議しますので、審議をお願いします。

自 第 375 号
令和 6 年 7 月 23 日

富山県環境審議会
会長 齋藤 滋 様

富山県知事 新 田 八 朗



鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）

このことについて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により、次の事案について貴審議会の意見を求めます。

縄ヶ池鳥獣保護区特別保護地区及びねいの里鳥獣保護区特別保護地区の指定